

# 公益社団法人日本漫画家協会 著作物使用料規程

## 第1章 総則

### 第1条(区分)

本協会の管理する著作物(以下「著作物」という。)の使用料は、下記の区分により、第2章から第4章に定める額とする。

(1) 出版等 (2) 公衆送信等 (3) その他

### 第2条(減額措置)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進等を図るため、別に定める基準に基づき、減額することができる。

### 第3条(消費税)

本規程に特に定めがある場合を除き、使用料の支払に当たって、利用者は次の各章により算出した金額に、消費税率を乗じて得た額を加算して本協会に納めなければならない。

### 第4条(複数の著作物等の利用)

著作物の利用に当たって、原作者が複数の場合又は複数の著作物が利用される場合は、その利用態様を踏まえ、利用者と本協会が協議して定める額とする。本協会に管理を委任していない者があるときは、その者に支払うべき金額を控除する。

### 第5条(使用料の指定)

使用料を委託者が指定することとしているときはその額とする。

## 第2章 出版等

### 第6条(出版における使用料等)

著作物を書籍として複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は、本体価格の15% に発行部数を乗じた額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

### 第7条(出版における一部利用等)

出版において著作物の一部を利用する場合における一作品の使用料は、本体価格の10%に発行部数を乗じた額を本文総ページ数で割り、使用するページ数を乗じた額、もしくは10,000円に使用点数を乗じた額のいずれか高い額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

## 第3章 公衆送信等

### 第8条(電子出版における使用料等)

著作物を電子書籍として複製し、公衆に送信する場合の使用料は、本体価格の50%にダウンロード数を乗じた額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

#### **第9条**(電子出版における一部利用等)

電子出版において著作物の一部を利用する場合は、著作物の利用方法、掲載される出版物の種類、販売価格、掲載期間等を参考に、利用しようとする著作物について、前条により著作物を出版する場合の使用料額の半額もしくは10,000円に使用点数を乗じた額のいずれか高い額を上限として利用者と本協会が協議して定める額とする。

### **第4章** その他

#### **第10条**(その他)

広告用ポスター、チラシ及び二次的著作物への利用、その他本規程の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額又は率を定めることができる。

#### 附則(実施日)

この使用料規程は、令和元年5月26日から実施する。